

二輪車安全運転指導員資格審査実施要領

1 審査日時

平成30年11月4日（日）午前9時00分から午後4時00分まで

2 審査場所

宮城県運転免許センター及び宮城県原付講習所

3 審査の進行要領

(1) 受付	9:00～ 9:20
(2) 開会	9:30～ 9:50
(3) 学科試験	10:00～10:30
(4) 適性検査	10:40～11:20
(5) 教授法試験	11:30～12:00
休憩（昼食）	
(6) 技能講習（実技観察含む）	13:00～
(7) 閉会	16:00

4 審査の申込

(1) 申込み方法

各地区交通安全協会、宮城県二輪車普及安全協会、二輪車販売店を通じて「二輪車安全運転指導員等資格審査申込書（写）」（別添）により、宮城県二輪車安全運転推進委員会宛に郵送若しくはファックスで受審希望申請をするものとする。（原本は審査当日受付に提出する。）

(2) 使用車両

技能講習に使用する車両は持込みを原則とする。

ただし、やむを得ず貸出しを希望する受審者は、受審希望申請時に併せて申込をすること。

(3) 申込みに必要な書類等（受付時）

ア 「二輪車安全運転指導員等資格審査申込書（原本）」（別添）

イ 写真（3.0cm×2.4cm）2枚（うち1枚を申込書に貼付、写真の裏に氏名を書く）

ウ 自動車安全運転センター発行の「運転記録証明書」

エ 申込み締切

10月19日（金）

5 指導員の資格基準

- (1) 年齢20歳以上であること。
- (2) 現に普通以上の二輪免許を受けている者であること。
- (3) 二輪車の運転経験が3年以上であること。
- (4) 過去3年以内に、行政処分を受けたことのない者及び悪質な交通違反を犯した者でないこと。
- (5) 交通安全協会会員であること。

6 審査事項

(1) 学科試験

道路交通法に関する基礎知識から正誤式筆記試験20問を出題し、20分間で解答を求める。(合格基準は、90%以上とする。)

(2) 適性検査

筆記試験警察庁K型(K1又はK2)による適正検査を実施する。
実施時間は60分間となる。(合格基準は評価3以上とする。)

(3) 教授法試験

ア 他の者が行う「運行前点検」「運転走行」を観察させ、誤りを指摘のうえ指導要領を審査する。

イ 運転に必要な事項を面接による問答式で試験する。
(合格基準はABCの三段階方式でB以上とする。)

(4) 技能講習

ア 法規走行

運転免許技能試験実施基準により実施する。

イ 技能走行

一本橋・パイロン走行・コーナーリング走行・制動の4種目について運転免許技能試験実施基準に準拠して実施する。

(一定の基準に達するように指導する。)

(5) 道路交通法違反の前歴調査

自動車安全運転センター発行の「運転記録証明書」によって行う。

(合格基準は、過去3年以内に行政処分、悪質違反のない者)

7 その他

- (1) 受験者の使用車両は各自持込みとするが、やむを得ず持込みができない者については受審申請時に事務局に申し出ること。
- (2) 審査料は平成30年1月12日付宮城県二輪車安全運転推進委員会交付「二輪車安全運転推進委員会指導員等の審査、認定等の料金及び指導員証・バッジ・ワッペン等の価格について」に基づき、2,500円とする。

(合格後の認定料は指導員証を含め3,000円、後日支払とする。)

8 事前講習等

(1) 事前講習について

ア 希望者に対して

- 10月28日(日)午前9時30分から午後4時00分までの間
- 宮城県運転免許センター
で実施する。

イ 集合場所

宮城県運転免許センター原付講習所とする。

ウ 受講料は無料とする。

エ 受講希望者は、事前に

〒980-0011

仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 宮城県自治会館3階

(一社)宮城県交通安全協会

電話 022-223-1130

FAX 022-223-1169

まで連絡すること。

- (2) 二輪車の運転に適した服装(長袖・長ズボン)、装備品(ヘルメット・プロテクター・雨衣等)で受講すること。
- (3) 審査当日及び事前講習日の昼食については、各自で用意すること。